(処遇全般の充実・多様化)

- ○法務省は、少年院や処遇機関における事例の検討や、関係機関の協議会を開催し、保護処分の適正 かつ円滑な執行を図っている。
- ○保護観察所は、社会性に乏しい少年を社会体験的な活動に参加させることにより、その健全育成を図る社会参加活動を実施している。平成25(2013)年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律」により、「更生保護法」に基づく保護観察の特別遵守事項の類型の一つに、社会貢献活動に関する規定が加えられた。上記規定の施行後においては、先行実施を通じて得た知見などを活用し、一層多様で効果的な活動の実施に努めていく。

(9) 非行少年に対する就労支援等

- ○少年院や少年刑務所等は、処遇の一環として、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励している。また、ハローワークなどとの連携による就労支援を実施している。
- ○保護観察所は、矯正施設や家族、学校と協力し、出院・出所後の少年の就労先の調整・確保に努めている。平成26 (2014) 年度から本格実施してきた「更生保護就労支援事業」について、平成27 (2015) 年度から実施庁を拡大する予定である。さらに、協力雇用主⁷⁶に対する支援の強化として、平成27年度から「就労・職場定着奨励金」及び「就労継続奨励金」を導入する予定である。(図表 13)

図表13 更生保護就労支援事業の概要



(出典) 法務省資料

○ハローワークは、少年院や少年刑務所等、保護観察所と連携して、出院・出所予定者や保護観察に

⁷⁶ 第2部第4章第3節2「地域における多様な担い手の育成」を参照。

付された少年を対象とした職業相談、職業紹介、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライ アル雇用といった就労支援を推進している。

○厚生労働省は、施設などを退所したが社会的自立が十分ではない若者に対し、日常生活上の援助や 就業支援を行う「自立援助ホーム」(児童自立生活援助事業)の充実に努めている。

(10) いじめ・暴力対策

- ○文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、
 - ・問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止 や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとること
 - ・問題行動の中でも特に校内傷害事件を始め、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え 込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応すること
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、学校はためらうことなく早期に 警察に相談し、警察と連携した対応を取ること、また、いじめられている子供の生命や身体の安 全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報すること

などを求めており、引き続き、都道府県などの関係者を集めた会議や研修会などの場を通じ、周知 徹底を図っていく。

- ○警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめの早期把握に努めるとともに、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。警察庁は、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、都道府県警察に対し平成25年9月に発出した「いじめ防止対策推進法の施行について」(通達)⁷⁷、及び10月に発出した「いじめ防止基本方針の策定について」(通達) に基づき、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進している。また、校内暴力についても、学校などとの情報交換により、早期把握に努め、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。
- ○また、平成27年2月に神奈川県川崎市で発生した中学1年生殺害事件を受け、文部科学省では、関係府省庁とも連携し、生命・身体に重大な被害が生じるおそれのある児童生徒に対する早期対応の指針を策定するとともに、①学校や教育委員会における組織的な対応、②警察を始めとする関係機関との連携、③課題を抱える家庭への支援の充実、④子供のSOSを受け止める取組の充実等を進めるよう全国の教育委員会等に要請した。

4 子供の貧困問題への対応

(1) 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

○平成26 (2014) 年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成26 (2014) 年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。同大綱には、25の子供の貧困に関する指標が掲げられ、その指標の改善に向けた重点施策として教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等に関する各施策が盛り込まれた。

(2) 経済的困難を抱える家族への支援

(第2部第2章第1節5「経済的支援の充実」を参照。)

(3) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

○文部科学省では、スクールソーシャルワーカーの配置を推進しており、平成27 (2015) 年度においては、1,466人から2,447人に増加することとしている。また、家庭での学習習慣が十分に身についていない中学生などを対象に、大学生や元教員などの地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を平成27年度から新たに2,000中学校区で実施することとしている。

(4) ひとり親家庭への支援

○厚生労働省は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」などに基づき、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開している⁷⁸。また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」により、母子家庭の母と父子家庭の父の就業支援に関する施策の充実や民間事業者に対する協力の要請を行っている。あわせて、平成26 (2014) 年12月より、児童扶養手当と公的年金との併給制限が見直され、公的年金の額が児童扶養手当の額を下回る場合は、その差額分の手当を支給できることとされた。

(5) 世代を超えた貧困の連鎖の防止

○平成27 (2015) 年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮家庭の子供に対する学習支援事業が制度化され、居場所づくりを含む学習支援の実施や、中退防止のための支援を含む進路相談、親に対する養育支援など、各自治体において地域の実情に応じ、創意工夫をこらし事業が実施されることとなる。

5 困難を有する子供・若者の居場所づくり

(非行少年の立ち直り支援については第2部第3章第1節3「非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等」を、要保護児童の居場所づくりとグループホームなどの居場所づくりについては第2部第3章第2節2「社会的養護の充実」を、それぞれ参照。)

(1) 「日系定住外国人施策の推進について」に沿った施策の推進

○政府では、「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年3月)に基づき、関係府省の連携の下、日本語学習、子供の教育、就労、社会生活などの分野に関して施策を推進している⁷⁹。

(2) 外国人の子供の教育の充実等

○文部科学省は、外国人の子供の公立学校への受入れに当たって、日本語指導のための教員の加配措置や、日本語指導者に対する実践的な研修などを行っている⁸⁰。

(3) 定住外国人の若者の就職の促進等

○ハローワークは、日系人を始めとする定住外国人への就業支援ガイダンスや、個別の就職支援を実施している。

(4) 性同一性障害者等

- ○法務省は、人権擁護機関(法務省人権擁護局、法務局・地方法務局・支局、人権擁護委員)において、「性的指向を理由とする差別をなくそう」などを啓発活動の年間強調事項として掲げ、啓発活動を実施している。
- ○文部科学省は、性同一性障害のある子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼しているが、その状況について、平成26(2014)年6月に調査結果を公表するとともに適切な対応について改めて依頼した。

(5) 十代の親への支援

○厚生労働省は、妊婦健診を必要な回数(14回程度)を受けられるよう、平成25(2013)年度からは地方財政措置による恒常的な仕組みとした。また、妊娠や出産の悩みを抱える若者に対して、母子保健事業を活用した支援や女性健康支援センター事業を通じた相談体制の充実を図っている。

⁷⁸ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html

⁷⁹ http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html

⁸⁰ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

(6) 法定相続分に係る最高裁判決を受けた対応

○嫡出でない子の取扱いに関し、最高裁判所の違憲判断を受け、平成25(2013)年12月に民法が 改正され、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等とされた。

第2節 子供・若者の被害防止・保護

児童虐待防止対策

(1) 児童虐待の現状

○児童虐待に関する相談対応件数等を踏まえ、平成26(2014)年8月29日に関係府省庁による児 童虐待防止対策に関する副大臣等会議が開催され、同年12月26日の同会議において、居住実態が 把握できない児童への取組とあわせて、児童虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重 篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するための対応策が取りまとめられた。

(2) 児童虐待防止対策の充実

(発生予防)

- ○厚生労働省は、以下のような取組により、相談しやすい体制の整備を推進している⁸¹。
 - ・生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境など の把握、育児に関する不安や悩みの相談の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤 ちゃん事業) |
 - ・養育支援が特に必要な家庭に対して保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、相談に応じ、指導 や助言を行う「養育支援訪問事業」
 - ・子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点事業|

養育支援を特に必要とする家庭の把握・支援に関して,市町村や要保護児童対策地域協議会(子ど もを守る地域ネットワーク)⁸²が具体的に留意すべき事項⁸³や、医療機関との連携強化に関する留 意事項⁸⁴を、地方公共団体に周知している。平成25(2013)年3月には、乳幼児揺さぶられ症候 群の予防のためのDVD⁸⁵を制作し、厚生労働省ホームページで公開するとともに、全国の地方公 共団体に配布した。

○文部科学省は、保護者の子育て不安の軽減や地域からの孤立の解消のため、地域における就学時健 診の機会を活用した子育て講座や、家庭教育に関する学習機会の提供、家庭教育支援チームによる 相談対応の取組を支援している。

(早期発見・早期対応, 保護)

- ○厚生労働省は、要保護児童対策地域協議会について、実践事例⁸⁶の情報提供などにより、その機能 強化に向けた取組を推進している87。また、平成27(2015)年度には、児童相談所全国共通ダイヤ ルについて、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、迅速かつ適切に児童相談所に 通告・相談ができるように、平成27年7月1日から、これまでの10桁番号から3桁番号(189) に変更し、運用を開始する。さらに、児童相談所の夜間休日の相談体制の充実、要保護児童対策地 域協議会に登録されている児童などの情報を関係者が共有するシステムの構築、一時保護所で保護 されている児童に対する学習指導の充実を図るなどの取組を推進する。
- ○警察は、街頭補導や相談活動、通報、事件捜査・調査を通じて、児童虐待事案の早期発見・被害児

⁸¹ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#hasseiyobou

[「]児童福祉法」第25条の2により、地方公共団体はその設置に努めるものとされている。 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/121203_1.pdf

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv121203-1.pdf

⁸⁵ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/nakiyamanai.html

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/jissen.html

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#youhogo

童の早期保護に努めている。

- ○法務省は、人権擁護機関において、児童虐待事案の情報を得た場合は、児童相談所などと連携し、 適切な対応に努めている。また、事案に応じて加害者に対して説示を行うなど適切な措置を講じて いる。
- ○文部科学省は、教職員による児童虐待の早期発見・早期対応のため、学校における相談体制の充実 などに取り組んでいる。

(3) 事例検証・研究・研修

○厚生労働省は、平成26 (2014) 年9月に、児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において。平成24 (2012) 年度に発生・表面化した児童虐待の検証結果である第10次報告を取りまとめた⁸⁸。また、「日本虐待・思春期問題情報研修センター (通称:子どもの虹情報研修センター)」⁸⁹が行う児童虐待に関する研究や研修に対する支援、厚生労働科学研究費補助金による研究を実施している。

2 社会的養護の充実

(1) 家庭的養護の推進

○厚生労働省は、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(「小規模化等の手引き」) ⁹⁰により、ケア形態の小規模化の意義や課題の周知を図るなどしている。

(2) 里親委託・里親支援の推進

○厚生労働省は、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」⁹¹に基づき、里親委託を推進している。里親支援機関事業や、児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の配置により、地方公共団体の取組を促している ⁹²。

(3) 施設退所児童等の自立支援策の推進

○厚生労働省は、都道府県が行う児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の費用の負担金での支弁 や、施設を退所した後の地域生活と自立を支援する「退所児童等アフターケア事業」などを行って いる。

(4) 施設機能の充実

○厚生労働省は、児童養護施設などの施設運営 指針、里親及びファミリーホーム養育指針、 第三者評価の基準により、施設運営の質の向 上を図っている。

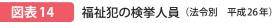
(5) 被措置児童等に対する虐待の防止

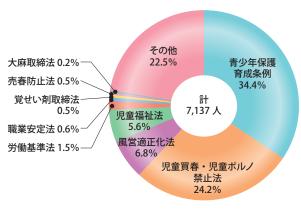
○厚生労働省は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」⁹³により、被措置児童等への虐待の防止を図っている。

3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

(1) 取締り

○警察は、積極的な取締りと被害者の発見保護 に努めている。(図表14)





(出典) 警察庁「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等」

90 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-92.pdf

⁸⁸ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv-jinshin/#kenshou

⁸⁹ http://www.crc-japan.net/index.php

⁹¹ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_11.pdf

⁹² 里親委託率を伸ばしている地方公共団体では、児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と 連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

⁹³ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html

○検察は、積極的に関係法令を適用し、厳正な科刑の実現に努めている。

(2) 児童買春・児童ポルノ問題

- ○政府では、平成25 (2013) 年5月に策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係府省が連携して、児童ポルノ排除対策を推進している⁹⁴。
- ○内閣府は、平成26 (2014) 年度の公開シンポジウムにおいて、「児童福祉における性暴力被害と 児童ポルノ」についての基調講演や、「児童ポルノ事犯について考える~未然防止・拡大防止と被 害児童の保護・支援~」をテーマにパネルディスカッションを行った。
- ○警察は、「児童買春・児童ポルノ禁止法」による積極的な取締りなどに努めている。また、出会い系サイトなどを利用し、組織的に児童買春の周旋を行う事犯や、飲食店、マッサージ店などの合法的な営業を装いながら、児童に卑わいな言動などで客に接する業務をさせるものが出現していることから、その実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りなどに努めている。

(3) 「出会い系サイト」や「コミュニティサイト」の問題

○警察は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」違反、「児童買春・児童ポルノ禁止法」違反などを検挙している。

(4) 子供の犯罪被害の防止

(学校における安全管理)

○文部科学省は、「学校安全の推進に関する計画」⁹⁵(平成24年4月)に基づき、学校における安全管理を推進している。また、元警察官などからなるスクールガード・リーダーによる学校の巡回や学校安全ボランティアの養成などを行っている。さらに、「子供安心プロジェクト」として、都道府県教育委員会が行う防犯教室などの講師となる教職員などに対する講習会の開催を支援している。

(関係機関・団体からの情報の活用)

- ○警察庁は、法務省から子供を対象とした暴力的な性犯罪に係る受刑者の出所情報の提供を受け、犯罪の予防や捜査の迅速化への活用を図っている。
- ○警察は、子供が被害に遭った事案や、声掛けやつきまといの発生に関する情報が、迅速に保護者などに対して提供されるよう、警察署と学校・教育委員会との間で情報共有体制を整備している。これらの情報を、都道府県警察のウェブサイトで公開し、電子メールなどを活用した発信も行っている。また、警察庁から委託を受けた民間団体が国民からの通報を電話やインターネットで受け付ける「匿名通報ダイヤル」を運用している。

☑ 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応

- ○警察は、少年補導職員による指導助言や被害者に対するカウンセリングを継続的に行っている。部外の専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら、支援を実施している。また、きめ細かな訪問活動などを行うボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。
- ○文部科学省は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を用いて、被害を受けた子供の立ち直りを支援する活動を推進している。

5 いじめ防止対策、自殺対策

(1) いじめ防止対策

(いじめ防止対策の総合的な推進)

- ○文部科学省は、平成27 (2015) 年度には、以下の取組を総合的に推進する。
 - ・幅広い外部専門家を活用していじめの問題などの解決に向けて調整、支援する取組の促進

⁹⁴ http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/index.html

⁹⁵ http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm